

平成28年度 部局長マネジメント方針

学校教育部長 清水 紀浩



仕事に対する基本姿勢

公立学校は住民にとって生活の場に最も近い場所にある公共の施設です。

幼稚園、小学校、中学校、高校へと続く学校は自らが学び、修了した場所であったり、子どもたちを通わせている場所であったりします。

社会の中で生活していく確かな学力や様々な力を育む場が学校であり、本市の学校教育基本目標である「すべての子どもに生きる喜びとあすをつくる力を」を実現していくとともに地域にとっても公立学校が信頼される存在であり続けるために教育をめぐる環境や情勢を的確に把握し、着実な事務遂行に向けて努力して参ります。

平成27年度の振り返り

平成27年度は各学校園において、前年より引き続き学力向上の取り組みを進めるとともに、連携を軸にしながら中学校区単位での学びのスタンダードの確立と実践に向けた取り組みを進めました。学期制について見直しを進め、2期制の総括を踏まえた新たな3期制を平成28年度より実施するものとなりました。また、安全安心な学校づくりのために東大阪市独自の「通学路安全シート」の設置による登下校時の安全確保の取り組みなどを進めました。

保護者支援、児童・生徒支援の観点から教育センターでの相談業務などによりきめ細かな相談、支援に努めました。公立幼稚園が果たす役割について、公立施設の再編整備の中で子どもや子育てを支える教育施設としての役割の強化に取り組みました。

平成28年度に取り組む重点課題

1 一貫教育の実践による学力向上をはじめとした生きる力を育むための学校支援

平成31年度にモデル校区において義務教育学校を開校する事をめざして一貫教育の実践を推進します。モデル校区に限定することなく、東大阪市全体としてとして一貫教育の実践

に取り組みます。①子どもの学習意欲を高めるため、教員の指導力向上と家庭学習習慣の定着、②中1ギャップに起因する学力課題に対応するため、モデル校区をはじめとしたカリキュラムの研究、③9年間の継続した学びのため、中学校区での「授業スタンダード」の推進、④基礎基本の定着が必要な層の学力向上に注力するため、スクールサポーター等を活用した放課後学習等に取り組みます。

2 特別支援教育の推進

障害のある子どもが、安心して学校生活を送れるよう階段昇降機の配置、支援学級の学習環境の整備等を実施します。また、生活介助や医療的ケア等を必要とする障害のある子どもへの人的支援として、介助員・スクールヘルパー・ケアアシスタント・特別支援教育支援員の市立学校園への配置を進めます。

3 いじめの防止

平成26年度末に策定された「東大阪市いじめの防止等に関する条例」および「東大阪市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止及び早期発見・早期対応に努めます。子どもからの相談・心のケアを行うスクールカウンセラーや福祉的な視点を持って子どもの環境改善を図るスクールソーシャルワーカーの配置などを通じていじめを許さない教育環境の醸成と仕組みづくりを進めます。

4 教職員の人材育成と資質向上

研修成果を学校園での教育活動に活かす実践的指導力の向上、②今日的教育課題の調査・研究の成果を共有することによる教職員の資質・能力の向上、③授業準備や教材研究等に対する教職員の熱意と自己研鑽力の向上など、学校園の「学ぶ力」の活性化を支援します。

5 様々な教育相談活動による支援

教育センターにおける来所相談（教育相談、発達相談）、市立幼稚園小学校への派遣相談、電話相談等を進めることに加え、適応指導教室（不登校児童生徒の居場所づくり、学力支援や社会的自立に向けた学校復帰の支援）の取り組みを通じて、子ども・保護者・学校園に寄り添い、健やかな育ちを支えます。

6 幼稚園施策の推進

子ども・子育て支援新制度の実施にともない、「公立の就学前教育・保育施設再編整備計画」により公立幼稚園の再編や幼保の統合等による認定こども園の計画的な整備を進めます。

公立の幼稚園やこども園の適正な配置を行うとともに小・中学校へ連なる学びの基礎を育む幼児教育の質の確保や特色のある幼児教育の実践を支える体制づくりを進めます。

7 学校規模適正化の推進

平成27年4月には大蓮東・大蓮小学校、平成28年4月には、太平寺・俊徳中学校、永和・菱屋西小の統合事業によりそれぞれ統合新設校が開校しました。残る三ノ瀬・太平寺小の統合事業を推進し、学校と教育委員会の連携をより強化し、平成30年4月に統合新設校を開校することをめざし、地域や保護者との協議を進めます。

学校の活性化、教育指導の充実を図るには、適正規模での学校運営が必要です。平成30年4月以降の状況を見越して、一貫教育の実践との整合にも留意しながら、市立小中学校に在籍する子どもたちへの良好な教育環境、学習環境の提供をめざします。現在の学校規模適正化基本方針を発展させ、第2期となる統合計画の策定に着手し、過小規模校の適正化推進に努めます。